

【保護局関係施策等 抜粋版】

**犯罪被害者等基本計画案
（ 骨子 ）**

犯罪被害者等施策推進会議

平成17年8月9日

基本方針・重点課題・計画期間

第1 基本方針

[4本の基本方針]

犯罪被害者等のための施策の総合的・長期的な展開を図るに当たっては、すべての施策が基本とすべき方向性・視点を明確にする必要があり、それらを「基本方針」として設定する。

犯罪被害者等のための施策は、基本法に定められた基本理念に基づいて展開されるべきである（基本法第3条から第5条まで）ことにかんがみ、基本法第3条第1項から第3項までに掲げられた基本理念をそれぞれ基本方針として設定するとともに、国民の責務を規定した第6条に関する事項について、4本目の基本方針として設定する。

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）

個々の事情に応じて適切に行われること（犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること）

途切れることなく行われること（犯罪被害者等のための施策を、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ずること）

国民の総意を形成しながら展開されること（国、地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと）

第2 重点課題

[5つの重点課題]

犯罪被害者等の要望は広範囲に及び、極めて多岐にわたることから、各府省庁が、その一部を担っているという意識の下で連携・協力し合っ

て横断的に取り組むことが必要かつ効果的である課題と、必ずしも複数府省庁にまたがらないが、所管府省庁を中心に特に集中して取り組むべ

き課題として、5つの重点課題を設定するものである。

損害回復・経済的支援等への取組

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

刑事手続への関与拡充への取組

支援等のための体制整備への取組

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第3 計画期間

本基本計画の閣議決定時から平成22年度までの約5か年

重点課題に係る具体的施策

第 1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係）

[今後講じていく施策]

(6) その他損害賠償請求に関する援助

ア 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2. 安全の確保（基本法第 15 条関係）

[今後講じていく施策]

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】

イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2 年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (基本法第19条関係)

[今後講じていく施策]

(1) 職員等に対する研修の充実等

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

[今後講じていく施策]

(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(14) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】(再掲・第15条関係)

(15) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による

釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】(再掲・第15条関係)

(16) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

(17) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】

イ 保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。【法務省】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】

(18) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

仮釈放に際し、地方更生保護委員会において、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所において、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。【法務省】

(20) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】

(21) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪

被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、２年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

(22) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実に図っていく。

【法務省】

第４ 支援等のための体制整備への取組

１．相談及び情報の提供等（基本法第１１条関係）

[今後講じていく施策]

(3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(21) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないように配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレットについて、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う。【警察庁・法務省】(再掲・第12条関係)

- (31) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

- (35) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

犯罪被害者等が必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討の会において、犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方についても、併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

- (36) 刑事裁判終了後の支援における更生保護官署及び保護司並びに関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方の検討

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて検討する際に、地域社会における関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方についても、併せて検討する。【法務省】

2. 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

[今後講じていく施策]

- (2) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

犯罪被害者等が必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討の会において、犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方についても、併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】(再掲・第11条関係)

3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

[今後講じていく施策]

- (1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施
犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】
- (2) 民間の団体への支援の充実
イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。【法務省・文部科学省・国土交通省】

推進体制

[今後講じていく施策]

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用して、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行っていく。
イ 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（平成17年4月1日関係府省庁等申合せ）を活用し、関係府省庁等の中での随時の連絡調整等を行っていく。
ウ 犯罪被害者等施策推進会議及び内閣府において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。
- (3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
ア 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。
- (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
ウ 犯罪被害者団体等から聴取した意見について、適切に施策に反映させるよう努める。
- (5) 施策策定過程の透明性の確保

ア 情報公開法の趣旨に照らし、情報公開を行っていく。